

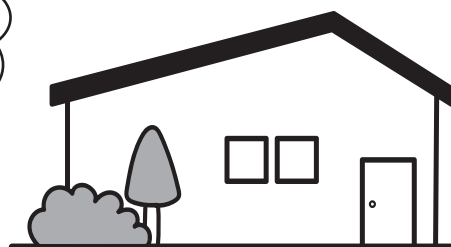
建物は定期的なメンテナンスをしなければ老朽化が進み、近隣や地域の方に迷惑を掛けてしまうことがあります。

あなたの
お家は
大丈夫ですか？

こんな場合は
要注意

物置として使っているが、
たまにしか用事がない。

盆や正月に
使うけど、最近
帰省できていない。



自分で管理する事が難しい方へ

賃貸する

不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。
水回りの改修や、借り手の改修が可能なDIY型賃貸物件
にすると借り手がつきやすくなります。

事業に活用する

例えば、近年は法の改正により、住宅のまま「民泊」
事業に活用することも可能になっています。

売却する

次の所有者に活用してもらうことも1つの手段です。
売却価格の相場などは不動産業者等に相談してみましょう。



三朝町
空き家バンク
WEBはこちら





自分で管理しようと考えている方へ

簡単メンテナンス
今すぐ出来る

①定期的なメンテナンスをしましょう。

- 窓、間仕切り、引き戸、押し入れを開放し、通風・換気をする。
- 室内・外回りの簡単な清掃をする。
- 全ての蛇口の通水をし、全ての排水溝に水を流す。
- 草刈りや庭木の剪定をする。
- 郵便物、配達物を確認する。
- ガスボンベ・各種メーターを確認する。

注意

令和6年4月1日から
相続登記が義務化されます
(詳しくはコチラ)



https://www.m



oj.go.jp/MINJI/
minji05_00343_h
tm

②登記の状況なども確認しましょう。

③今後の活用については、ご家族と相談しておきましょう。

④老朽化が著しい場合は、解体を検討しましょう。

※維持費や心理的な負担も軽くなり、跡地の活用も見込めます。

適正管理や解体について 総務課危機管理局 0858-43-3500



あなたの家を地震から守りましょう

いつ、どこで起きるかわからない大地震。大切な家族と生活を守るため、住まいの耐震化を始めましょう。お住まいの住宅の耐震化に、補助金が活用できる場合があります。

特に、昭和56年5月31日以前に建てられた住宅は、今と基準が異なるため、是非ご相談ください。

住まいの耐震化を応援します

耐震診断を応援

戸建て住宅の場合、診断費用の2/3 (最大8.9万円)

耐震改修を応援

耐震診断の結果、耐震改修工事が必要と判断されたものに限りです。

耐震改修設計費用の1/2 (最大12万円)

耐震改修工事費用の4/5 (最大100万円)

その他の応援

住宅の除去や屋根瓦の耐震改修等の補助制度もあります。(詳細はこちら)

鳥取県には
耐震化補助金以外の
制度があります
ef.tottori.lq.jp/d



https://www.pr d.aspx?menuid=-47491



http://www.tow n.misasa.tottori.jp/315/319/32 9/3043439.html

耐震化について 建設水道課 0858-43-3502